

大阪府立男女共同参画・青少年センターの地下1階フロア（一部）の有効活用に係るサウンディング型市場調査 実施要領

1.調査の目的

大阪府立男女共同参画・青少年センターは、男女共同参画の推進と青少年の健全育成を目的に、平成6年に設置され、交流、学習、文化、創造、表現の場として、年間約35万人の方々に利用されています。

今後、多様な府民ニーズへの対応や大阪府立男女共同参画・青少年センターのさらなる魅力創出・活性化を図るため、長期に渡り未利用となっている地下1階の一部フロアの利活用を検討しているところです。

本調査はその参考とするため、民間の自由でかつ実現可能なアイデアを広く募集するものです。

「サウンディング型市場調査」とは

民間事業者から広く意見、提案を求める市場調査で、事業を検討するに当たり、検討の早い段階での民間事業者との対話を通じ、利活用の方向性、市場性の有無、市場性の確保に向けたアイデアを得ることにより、幅広い検討を可能とするものです。

2.実施概要

(1) 調査対象フロア

大阪府立男女共同参画・青少年センター 地下1階 約684㎡（プール跡地部分）

(2) 応募資格

調査対象フロアでの事業の実施意向のある民間事業者・特定非営利活動法人等（以下「法人等」という。）

又は、複数の法人等が構成するグループ（業種、業態を問いません。）

（個人の方の応募はできません。）

(3) 調査スケジュール

調査（対話）への応募期間	令和2年3月25日（水）から令和2年7月3日（金）
現地説明会申込期限	令和2年6月12日（金）
現地説明会	令和2年6月18日（木）10時30分から
質疑受付期限	令和2年6月25日（木）16時まで ※公表予定日：令和2年7月2日（木）
対話申込期限	令和2年7月9日（木）16時まで
対話実施期間	令和2年7月16日（木）から令和2年7月31日（金）

① 調査（対話）への応募期間

令和2年3月25日（水）から令和2年7月3日（金）

② 現地説明会

参加申込期限：令和2年6月12日（金） 「様式1」を連絡先までメール送付

※現地説明会の参加は任意です。（対話への参加の条件ではありません）

実施日時：令和2年6月18日（木）10時30分から

場所：大阪府立男女共同参画・青少年センター

③ 質疑の受付

受付期限：令和2年6月25日（木）16時

受付方法：「様式2」を連絡先までメール送付

※回答は大阪府ホームページで公表

（公表予定日：令和2年7月2日（木））

※応募に関係のない質問にはお答えできない場合があります。

④対話の実施

参加申込期限：令和2年7月9日（木）16時

「様式3」及び「様式4」をメール送付

※参考資料等がある場合は同時にご送付ください。

※対話の日程等については、別途ご連絡を差し上げます。

対話実施期間：令和2年7月16日（木）から令和2年7月31日（金）

10時から17時30分まで

※調査票の記載内容に沿って対話を進めさせていただきます。

※ノウハウ保護のため個別に実施（最大約2時間程度）します。

※上記期間内で調整がつかない場合等は別途対話時間を調整させていただきます。

場所：大阪府立男女共同参画・青少年センター

⑤その他

障がい等のある方で、説明会や対話等への参加にあたり配慮を希望する方は、事前にご相談ください。

3.提案を頂きたい事項等

（1）提案を頂きたい事項

①男女共同参画を推進するための利活用策

②青少年の健全育成を目的とする利活用策

③上記①と②の目的以外であっても利活用策の提案があれば、自由にご提案ください。

ただし、次のいずれかに該当するご提案は除きます。

- ・暴力団の利益になるもの
- ・法令等に違反するもの、又はその恐れがあるもの
- ・公序良俗に反するもの、又はその恐れがあるもの

- ・人権侵害となるもの、又はその恐れがあるもの
- ・政治性、宗教性のあるもの
- ・公衆に著しく迷惑をかけるもの、又は危害を与えるもの

(2) 提案の視点

- ①法人等が大阪府から調査対象フロアを借り受けて事業を実施することを前提とした提案をお願いします。
- ②調査対象フロアを現状のまま使用するほか、用途変更による活用策等を含め自由な発想でご提案ください。
- ③活用方策案の内容や目的について具体的にご提案ください。
- ④次の点についても可能な限りで結構ですのでご記載ください。
投資予定額、(改修等の)整備期間、収益施設を想定されている場合は収益構造、投資回収に必要な事業期間 等
 - ※別途調査対象フロア部分の使用料等の経費負担や、調査対象フロアの真下には雨水貯水槽が設置されており、使用目的によっては加重対策工事が必要となる場合がありますが、今回の提案では、それらは考慮せず提案してください。
 - ※改修工事等の必要経費については、法人等の負担として提案してください。
- ⑤用途変更を行った場合は現行法令(建築基準法、消防法等)に適合する構造上の変更が必要となる場合がありますので、可能な限りでそれらも反映した上でご提案ください。
- ⑥ご提案にあたって、課題となる事項や、その他センター全体に影響を与える事項(センターの開館時間の変更が必要な場合等)がある場合等は、併せて記載してください。

(3) その他

(2)の①の記載に関わらず、大阪府主体による事業の実施を想定したアイデアがある場合についても、ご提案いただくことが可能です。

ただし、その場合、その旨を必ず明記いただいた上で、損益分岐などの観点を踏まえた実現可能な活用方策のご提案に限らせていただきます。

ご提案いただく際は、大阪府による事業実施の必要性や理由、改修工事必要額、改修工事の内容、工事予定期間、収益構造や損益分岐点、管理・運営方法等についても可能な限りご記載ください。

4.留意事項(必ずご覧の上、ご参加ください)

(1) 本調査の扱い

- ①ご提案いただいたアイデアに係る知的財産権は提案者に帰属するものとします。
(3の(3)は除く)
- ②ご提案いただいたアイデアは、事業公募等を行う場合、募集要項等に活用させていただく場合があります。
ただし、対話による双方の発言は、あくまでも対話時点での想定のものとし、今後の事業化等を何ら約束するものではありません。

- ③提案書及び提案者については、非公開とします。
- ④ご提案いただいた内容の評価は行いません。
- ⑤今回の応募の有無は、今後、事業化等の公募を行う場合の評価の対象にはなりません。
- ⑥ご提案いただいた書類の返却はできません。
- ⑦対話を行わず書面での調査のみとさせていただく場合があります。

(2) 調査に関する費用

本調査への参加に要する費用は、提案者の負担とします。

(3) 調査への協力

必要に応じて、追加調査（追加対話、文書照会など）やアンケート等を行うことがありますので、ご協力をお願いします。

(4) 実施結果の公表

- ①調査結果については、概要をホームページ等で公表します。
- ②公表にあたっては、事前に提案をいただいた方（以下、協力事業者）に内容の確認を行います。
- ③協力事業者の名称及び企業ノウハウに係る内容は、原則として公表しません。
ただし、情報公開請求等、関連規定に基づき公開の対象となることがあります。

(5) 参加除外条件

次のいずれかに該当する場合は、参加いただくことができません。

- ①無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員または当該構成員を含む団体
- ②大阪府暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員、同条第 3 号に規定する暴力団員等及び同条第 4 号に規定する暴力団密接関係者
- ③大阪府暴力団排除条例第 14 条第 1 項、第 2 項又は第 3 項に違反している事実がある者

5.資料

- (1) 施設等の概要
- (2) 様式 1（現地説明会申込シート）
- (3) 様式 2（質問シート）
- (4) 様式 3（対話申込シート）
- (5) 様式 4（対話シート）

【問合せ先】

担当部署：大阪府 府民文化部 男女参画・府民協働課 男女共同参画グループ 北川・川上・土本

所在地：大阪府中央区大手前 1-3-49

大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）3階

電話：06-6210-9321

E-mail：danjo-fumin@sbox.pref.osaka.lg.jp